

児童福祉施設における虐待案件に係る事実確認等の定期報告について

1 概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、虐待を受けた児童等への対応強化を図るため、保育所等の職員による虐待に関する児童福祉審議会等への報告が義務化されたことから、年に2回（5月、11月）、八戸市子ども・子育て会議へ報告を行うもの。

2 対象施設（市が所管行政庁のもの）

保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、母子生活支援施設

3 令和7年度下半期（令和7年10月1日～令和8年3月31日）の実績について

通報を受けた件数	4件
通報を受けて事実確認等の必要な措置を講じた件数	4件
事実確認等の結果、虐待に該当すると判断した件数	0件
事実確認等の結果、情報収集が困難で虐待の有無が判断できない件数	0件
事実確認等の結果、虐待に該当しないと判断した件数	4件
調査中	0件

参考）報告体制の概要

(1) 報告内容

虐待に該当する事例ありの場合 ※この場合、会議を非公開とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・件数（通報数、施設種別、虐待類型、こどもの性別・年齢等） ・通報等がなされた保育所等の情報 ・虐待を受けた（又は受けたと思われる）こどもの状況 ・確認できた虐待の状況 ・虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種 ・所管行政庁において行った対応の内容 など
虐待に該当する事例なしの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・件数 ※施設や個人が特定される情報は報告しない。

(2) 対応フロー

